

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

〔平成 19 年 1 月 17 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第 2 条 任命権者は、法第 29 条第 1 項第 2 号又は第 3 項の規定により懲戒処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を聴く等、公正を期さなければならない。

2 戒告、減給、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 日以上 6 か月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員にあっては報酬及びこれに対する地域手当相当額の合計額）の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 6 か月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。